

監査公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 25 年(2013 年)11 月 8 日

彦根市監査委員 内 堀 喜代治
彦根市監査委員 渡 辺 史 郎

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 25 年 10 月中に次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
10 月 10 日	東山会館 東山児童館 旭森地区公民館 旭森幼稚園
10 月 17 日	鳥居本出張所 鳥居本地区公民館 鳥居本小学校 鳥居本中学校
10 月 29 日	亀山出張所 亀山小学校 農村環境改善センター 南地区公民館

書類監査

監 査 期 日	監 査 対 象
---------	---------

10月15日	城南小学校 ふたば保育園 人権・福祉交流会館 広野教育集会所
10月21日	若葉小学校 中央中学校 荒神山自然の家
10月30日	稲枝中学校 稲枝地区公民館 稲枝東小学校 稲枝東幼稚園

2 監査の方法

各所属とも、平成25年度（平成25年8月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

前年度の定期監査において指摘した東山会館の講座等受講料の収入処理については、一定の改善がみられるところであるが、彦根市財務規則第31条では、当日または翌日に指定金融機関等に払い込むことと規定しているので、より速やかな処理をされたい。

各幼稚園、各保育園および農村環境改善センターにおいては、会計員の発令を受けていない職員が現金による収納事務を担当しているので、適切に処理をされたい。

学校給食実施校において学校給食費が未納となった場合は、彦根市学校給食費の徴収方法等に関する事務処理要領に基づき、市長との連名による未納通知により納付を促し、納付が履行されるようにされたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。